

2026 年度 資格回復申請要項

はじめに

日本クリニカルパス学会会資格認定制度施行細則第 32 条に基づき、パス認定士、パス指導者、パス上級指導者の認定資格回復申請を受け付けます。

資格認定回復申請に関する要件（資格認定制度施行細則第 32 条）

パス認定士・パス指導者・パス上級指導者のいずれかの資格を取得後、何らかの理由で資格を失ったが、以下の要件を満たした場合には、資格回復の申請ができる。なお、失効後、資格が回復するまでの期間は、これらの資格を名乗ることはできない。

- 1) 対象者は、パス認定士・パス指導者・パス上級指導者のいずれかの資格を更新せずに、5 年以内に資格を喪失した者で、かつ資格を更新していない時も、日本クリニカルパス学会の個人会員であり、会費を納入している者。
- 2) パス認定士およびパス指導者の資格を失った者は、新たに上位の資格を申請することはできない。上位の資格申請は、資格を回復した次年度以降に行うこと。
- 3) 資格回復の申請時の年から遡った 5 年間で、各資格それぞれの更新要件（2024 年度改定の更新要件）を満たしていること。
- 4) 資格回復申請は、資格の新規取得および更新の申請期間中に受け付ける。資格回復者の次の更新までの期間は 5 年間（更新が認められた年の 4 月 1 日からの 5 年間）とし、更新の期間と同様とする。
- 5) 資格回復の審査料は 5 千円とする。

新規申請と更新申請の重複に関する要件（資格認定制度施行細則第 31 条）

下位の資格更新時期と上位の資格申請が重複し、下位の資格更新を申請せず、上位資格が不合格となった場合、下位の資格維持の猶予期間を 1 年間設ける。なお、この猶予期間は、1 年以上は認めない。

申請資格（要件）※下記、更新実施要項と同様

1. パス認定士の資格を回復申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必須とします。
 - (1) 日本クリニカルパス学会の個人会員であること
法人会員である施設に所属する職員であっても、個人会員である必要があります。
 - (2) 5 年間（2021 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）に、クリニカルパス関連の学会発表を筆頭演者として 1 回以上していること

発表の形式（口演・ポスター等）は問いませんが、パス展示は認めません。共同演者は認めません。クリニカルパス関連の学会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術総会・集会・大会（以下学術集会）や地方会等を含みます。日本クリニカルパス学会学術集会における発表はすべてクリニカルパス関連と認めますが、他学会の学術集会や地方会における発表は明らかにクリニカルパス関連であることがわかる内容であるものに限ります。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことが

あります。

- (3) 5年間（2021年4月1日～2026年3月31日）に、日本クリニカルパス学会学術集会に1回以上参加していること
- (4) 5年間（2021年4月1日～2026年3月31日）に、資格認定のための教育研修を30単位以上取得していること

1回の日本クリニカルパス学会学術集会参加をもって5単位と振り替えることができます。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めません。他学会の学術集会や地方会等参加は、振り替えられません。教育研修のほか、学術集会（学会の地方会・分科会を含む）での発表や座長、論文、日本クリニカルパス学会が主催する教育セミナー等への参加・座長・講師についても単位を付与します。なお、学術集会（地方会も含む）での発表や座長は、内容がクリニカルパスに関連していれば、日本クリニカルパス学会以外の学術集会も対象とします。

- ① 学会発表：1演題につき2単位（筆頭演者あるいは共同演者）
- ② 学会発表座長：1セッションにつき2単位
- ③ 論文：1編につき2単位（筆頭著者あるいは共著者）
- ④ 教育セミナー等の参加・座長・講師：原則、講義1時間1単位、実技2時間1単位

2. パス指導者の資格を回復申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必須とします。

- (1) 日本クリニカルパス学会の個人会員であること

法人会員である施設に所属する職員であっても、個人会員である必要があります。

- (2) 5年間（2021年4月1日～2026年3月31日）に、クリニカルパス関連の学会発表を筆頭演者または共同演者として1回以上していること

発表の形式（口演・ポスター等）は問いませんが、パス展示は認めません。クリニカルパス関連の学会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術総会・集会・大会（以下学術集会）や地方会等を含みます。日本クリニカルパス学会学術集会における発表はすべてクリニカルパス関連と認めますが、他学会の学術集会や地方会における発表は明らかにクリニカルパス関連であることがわかる内容であるものに限ります。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがあります。

- (3) 5年間（2021年4月1日～2026年3月31日）に、日本クリニカルパス学会学術集会に1回以上参加していること

- (4) 5年間（2021年4月1日～2026年3月31日）に、資格認定のための教育研修を30単位以上取得していること

1回の日本クリニカルパス学会学術集会参加をもって5単位と振り替えることができます。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めません。他学会の学術集会や地方会等参加は、振り替えられません。教育研修のほか、学術集会（学会の地方会・分科会を含む）での発表や座長、論文、日本クリニカルパス学会が主催する教育セミナー等への参加・座長・講師についても単位を付与します。なお、学術集会（地方会も含む）での発表や座長は、内容がクリニカルパスに関連していれば、日本クリニカルパス学会以外の学術集会も対象とします。

- ① 学会発表：1演題につき2単位（筆頭演者あるいは共同演者）
- ② 学会発表座長：1セッションにつき2単位

- ③ 論文：1編につき 2 単位（筆頭著者あるいは共著者）
- ④ 教育セミナー等の参加・座長・講師：原則、講義 1 時間 1 単位、実技 2 時間
1 単位

3. パス上級指導者の資格を回復申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必須とします。

(1) 日本クリニカルパス学会の個人会員であること

法人会員である施設に所属する職員であっても、個人会員である必要があります。

(2) 5 年間（2021 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）に、クリニカルパス関連の学会発表を筆頭演者あるいは共同演者として 1 回以上していること

発表の形式（口演・ポスター等）は問いませんが、パス展示は認めません。クリニカルパス関連の学会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術総会・集会・大会（以下学術集会）や地方会等を含みます。日本クリニカルパス学会学術集会における発表はすべてクリニカルパス関連と認めますが、他学会の学術集会や地方会における発表は明らかにクリニカルパス関連であることがわかる内容であるものに限ります。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがあります。

(3) 5 年間（2021 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）に、日本クリニカルパス学会学術集会に 1 回以上参加していること

(4) 5 年間（2021 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）に、資格認定のための教育研修を 30 単位以上取得していること

1 回の日本クリニカルパス学会学術集会参加をもって 5 単位と振り替えることができます。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めません。他学会の学術集会や地方会等参加は、振り替えられません。教育研修のほか、学術集会（学会の地方会・分科会を含む）での発表や座長、論文、日本クリニカルパス学会が主催する教育セミナー等への参加・座長・講師についても単位を付与します。なお、学術集会（地方会も含む）での発表や座長は、内容がクリニカルパスに関連していれば、日本クリニカルパス学会以外の学術集会も対象とします。

- ① 学会発表：1 演題につき 2 単位（筆頭演者あるいは共同演者）
- ② 学会発表座長：1 セッションにつき 2 単位
- ③ 論文：1編につき 2 単位（筆頭著者あるいは共著者）
- ④ 教育セミナー等の参加・座長・講師：原則、講義 1 時間 1 単位、実技 2 時間
1 単位

申請の手続き

1. 申請書類の入手

申請書類は 2026 年 2 月 2 日（月）以降ダウンロードが可能になります。申請者は各自で A4 用紙に印刷してください。紙に印刷した申請書類の配布は行いません。

2. 申請書類の作成

別紙「申請書類作成の手引き」に従って作成してください。

3. 更新審査料の納付

5,000 円を下記の振り込み先に振り込んでください。更新審査料はパス認定士・パス指導者・パス上級指導者とも同額です。振り込み手数料は各自でご負担ください。一旦振り込まれた更新審査

料は、いかなる理由があろうとも返金いたしません。

振り込み先：ゆうちょ銀行 ○一八店（ゼロイチハチ）普通預金 9230589
一般社団法人日本クリニカルパス学会「シャ」ニホンクリニカルパスガッカイ」

4. 申請書の送信

申請書（様式6）は、データで作成するか、手書きで作成した場合はPDF形式に電子化し、下記のアドレスに送信してください。その際、タイトルは【資格回復申請「認定士」（会員番号）】、【資格回復申請「指導者」（会員番号）】、【資格回復申請「上級指導者（会員番号）】のように記載し、メール本文にも必ず会員番号とお名前ならびに申請書類提出予定日を記載してください。

アドレス : nintei@jscp.gr.jp

5. 申請書類の提出

申請書類は申請書（様式6）ならびに必要書類をまとめて、審査料振り込みが確認できるもののコピー、チェックシートとともに、2026年4月1日（水）から5月13日（水）（当日消印有効）までに下記の宛先に、レターパック、特定記録または簡易書留にて郵送してください。郵送料は各自でご負担ください。

宛先：〒104-0033 東京都中央区新川一丁目28番23号

東京ダイヤビルディング5号館9階 （株）エム・シー・アイ内

一般社団法人日本クリニカルパス学会 資格認定委員会

申請書類の審査

1. 申請の受付

申請書類（添付書類含む）の提出、審査料の入金を確認し、申請を受け付けます。2026年5月22日（金）までに申請書類の送信元宛てに受付のメールを返信します。返信がない場合は、日本クリニカルパス学会事務局までお問い合わせください。

2. 申請書類の審査

日本クリニカルパス学会資格認定委員会で厳正に審査し、書類審査に合格した者は、日本クリニカルパス学会理事会に諮ります。

結果の発表等

認定された者は2026年11月20日（金）に学会ホームページ上に発表し、第25回日本クリニカルパス学会学術集会場に貼り出します。登録料はいただきます。認定証（資格回復用）は、学術集会終了後に申請書に記載された送付先に送付します。不合格者には、学術集会以降に審査結果を申請書に記載された送付先に送付します。